

◆十番(今井光子) (登壇) 質問に先立ちまして、今回、女子児童誘拐殺害事件で被害に遭われました女子児童に心からのご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆様にも心からのお悔やみを申し上げます。

ただいまから、日本共産党を代表いたしまして、知事、関係部長、教育長に質問をさせていただきます。

六十三年前のきょう、十二月八日、大日本帝国は真珠湾攻撃を行い、同時に東南アジア侵攻を開始し、アジア太平洋戦争に突入いたしました。来年の終戦六十年を控えて、小泉総理のたび重なる靖国神社参拝問題や憲法改悪の動き、イラクの自衛隊駐留の延長問題など、日本の侵略戦争の責任と反省を思い起こさせる動きが顕著になっています。先日、地元広陵町で戦没者慰霊祭が行われました。大字ごとに犠牲者のお名前が読み上げられ、小さな地域から同じ名字が続くたびに、親族で何人も犠牲になっておられることがわかります。参列されている高齢の遺族の方々のこれまでのご苦勞を思うと、イバラの道という言葉では言い尽くせないものを感じます。政府の起こした戦争によって、どれほど多くの方々の未来が奪われ、人生が変えられたか。日本国憲法は、そうした犠牲のもとに、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにすることを宣言した、かけがえのないものです。

今、小泉内閣は、憲法九条を踏みにじて自衛隊をイラクに送り、アメリカの無法な戦争に協力しています。「大量破壊兵器なしとの報告出づる日も子らの悲鳴と転がる亡骸」、新聞に載った歌です。国際人道法に違反して、ファルージャでイラク市民六千人もの殺りくを繰り返した総攻撃は、イラクの民主化どころか、憎しみの連鎖でイラク情勢を泥沼化させています。小泉総理は、ファルージャの攻撃を一定効果を与えたと容認しております。アメリカはイラク戦争を直ちに中止するべきです。十二月十四日で自衛隊の期限が切れますが、小泉総理は国会にもかけずに一年間の延長を決めようとしております。十日にも閣議決定される新防衛計画の大綱では、侵略抑止という従来の安

全保障の考えを拡大し、テロや大量破壊兵器を口実とした海外の軍事活動、派兵が任務の中心になっています。自衛隊は即時撤退すべきです。国際文化観光・平和県の奈良県知事として、アメリカに対してイラク戦争の中止を求め、政府に対して自衛隊の即時撤退を申し入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今、アメリカの戦争に日本の国民を総動員させる危険な動きが始まっています。ことしの六月、自民、民主、公明の各党の賛成で強行可決された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が、九月十七日から施行されました。八十一条、物資の売り渡しの要請が定められ、要請に応じないときは都道府県知事は収用することができるとし、八十二条、土地等の使用では、臨時の施設を開設するために同意を得ずに使用することができるかとされています。国民を保護する法律というより、国民を統制する性格を持った法律です。戦争協力が義務づけられている指定公共機関、例えばテレビ局や病院では、戦時の計画をつくり、戦時に向けて組織を整えなくてはなりません。運輸、交通、病院関係者、地方自治体の関係者、教育にかかわる人など責務が課せられ、ボランティアも協力が要請されます。住民が善意で行うことまで、気がついたら戦争に協力をさせられていたということでは、とんでもありません。有事関連法が制定されて以後、全国の自治体では担当部局が設けられたり、そこに自衛官が配置されるなどの動きが広がっています。ことし、予算を組んだのは十八府県です。県も新規事業として、国民保護法制に係る体制整備事業が二百五十万円予算化されております。国民保護法制が県民に及ぼす影響と県の責務について、どのように認識されているのか。国民保護法制のもとに政府が進めている戦争動員計画に協力をするべきではないと思いますが、どのように考えておられるのか、知事のお考えをお聞かせください。

◎知事（柿本善也） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、平和についてと題したご質問でございます。

その前半の部分でございますが、まず、ご質問にもございましたが、世界平和の実現は地球上のすべての人々の共通の願いでございます。現在起きているさまざまな問題を平和的に解決するため、お互いの信頼を拡充することは必要であると考えております。

それから、イラク情勢についてお触れになりました。国民生活が安

定しておらず、世界の多くの人々がイラクを注視し、危惧しているところであろうと思います。イラクの復興に国際社会が支援することは、国際平和のため、大切なことであると考え次第でございます。ただ、イラクの平和や復興支援のため自衛隊を派遣することについては、国において判断すべきことでありますので、私の立場から何かを申し上げることは差し控えておきたいと思っております。また、従来からお答えしておりますように、地方公共団体の立場からできることというのと、やはり、ご質問がございましたが、「国際文化観光・平和県」を宣言した奈良県が有する歴史的・文化的遺産などを活用しながら、今後もさまざまな分野で世界の人々との交流や相互理解を深め、世界平和の実現に寄与していきたいと、こう考えている次第でございます。

次に、国民保護法、長い名称ですが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、国民保護法と称しております。このいわゆる国民保護法の施行によりまして、この法律の目的にありますように、武力攻撃や大規模テロ等の際に、これらから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるように、国民の保護のための措置が的確に、かつ迅速に実施されるべきものと考えております。県行政は本来、県民の生命、財産を守る役割を担っているところでございます。国民保護法の規定に従い、武力攻撃事態におきましては、避難の指示や救援等の国民の保護のための措置を実施するとともに、県内での関係機関が行う避難住民や救援のための緊急物資の運送など、国民保護のための措置を総合的に推進する責務を負っていることになります。今後、国民保護計画の策定をはじめとして、国民保護法に定められた県の責務を適切に果たすことによりまして、これは万が一ということですが、もしございましたら、武力攻撃や大規模テロという事態が発生した場合に、県民の生命や財産を守り、県民生活に及ぼす影響が最小となるように万全を期すべきものと考えておる次第でございます。

以上でございます。

